

暮らしのお知らせ

Information



排水設備等指定業者の更新

建設課下水道係

01632(9)7730

■天塩町排水設備等指定業者の資格更新について

天塩町排水設備等指定業者の有効期間は、令和7年3月31日をもって期間満了となります。

更新対象となる事業者の方へ、更新案内および申込書類等を後日郵送いたしますので、定められた受付期間内に手続きを行ってください。

《受付期間》令和7年2月3日(月)〜2月21日(金)

《提出書類》

- (1)排水設備等工事指定業者継続承認申請書
- (2)排水設備工事経歴書
- (3)令和5年度納税証明書
- (4)排水工事責任技術者証(写)
- (5)排水設備配管工証(写)
- (6)工事用機械及び器具保有証明書

《申込手数料》無料
《提出先》建設課下水道係

「必ずチェック!最低賃金。」 北海道の最低賃金

地域別最低賃金(令和6年10月1日発効)

北海道最低賃金	時間額	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
	1,010円	

特定最低賃金(令和6年12月1日発効)

① 処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額	《特定最低賃金の適用が除外される者》 ①~④共通 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇い入れ後3月未満の者であつて、技能習得中の者 ③清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者
② 鉄鋼業	時間額	①: 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ②: みがき又は塗油業務に主として従事する者 ③(1)手作業による検品、検査、選別、材料若しくは部品、送給若しくは運搬、洗浄、脱脂、仕上げ、取替、組立業務のうち、包装、詰め、ラベリング、脱流作業(袋詰め、マスキング、ラベリング、詰め、ラベリング、脱流作業)に主として従事する者 ④: 手作業による組線、巻線、巻き取り、流し出し、除塵、清掃、塗装、中作業易、切り取り、流れ作業者を除く。)
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	時間額	①: 部品、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ②: 組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ③: 組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ④: 組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者
④ 船舶製造・修理業、船舶ロック製造業	時間額	①: 船舶の組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ②: 船舶の組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ③: 船舶の組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者 ④: 船舶の組立、検出、選装、メッセルの作業に主として従事する者

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

マチの伝言板

自衛官等募集のご案内

■自衛官候補生採用試験
本制度は、任期付自衛官として勤務する制度です。

《自衛官候補生の魅力》

- ①陸上自衛隊は、公資格免許の取得が格段に取得可能です(取得費用:無料)。
 - ②陸上自衛隊の任期は2年、海上及び航空自衛隊の任期は3年です。任期を満了すると退職金が支給されます。退職または勤務継続は、いずれも本人が自由に選択できます。
 - ③衣・食・住・医療に係る生活環境が全て無償又は貸与されます。
- 《応募条件》18歳以上32歳までの方
《受付期間》令和7年1月24日〜2月20日
《試験期日》
・学科(Web試験)…2月24日

《3月1日(いずれか1日を指定)・面接・身体検査》3月2日または3日(いずれか1日を指定)
※合格発表の期日は、別途案内します。

■説明会について

自衛官候補生の制度説明のほか、次年度の採用に係る各募集種目の説明も受け付けています。お気軽にお電話にてお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先◆

自衛隊旭川地方協力本部 稚内地域事務所
0162(33)1227

労働基準監督官採用試験

2025年度の労働基準監督官採用試験を次のとおり実施します。

《受験資格》

- (1)平成7年4月2日から平成16年4月1日生まれの者
- (2)平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

の資格があると認める者

《インターネット申込受付期間》
令和7年2月20日(木)〜3月24日(月)〔受信有効〕

《採用試験概要》https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/sennmonsyoku_daisotsu/rouki/rouki_daisotsu.html

《第1次試験》5月25日(日)

《第2次試験》7月8日(火)〜7月11日(金)のうち指定する日



◆お問い合わせ先◆

厚生労働省北海道労働局総務部総務課人事第一係
011(709)2311

防災情報配信システム

@InfoCanal (アットインフォカナル) ダウンロードはこちらから!

App Store (iOSの方)

Google Play (AndroidOSの方)



確定申告のお知らせ

■確定申告書は、自分で作成して、お早めに！

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書並びに贈与税の申告書の提出期限は3月17日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(月)です。

確定申告会場は大変混雑しますので、自宅等から申告書等の作成・提出をお願いします。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマホやパソコンなどから申告書等を作成し、e-Taxで提出することができますので、是非ご利用ください。



▲e-Tax についてはこちら

稚内税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」(LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配付)が必要となり、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。また、申告書等の作成に当たっては、次回以降の申告をスムーズに行っていたため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告

をご案内しています。マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードのほか、カード発行時に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書)が必要となりますので、事前に確認をお願いします。

おつて、税務行政のデジタル化における手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしましたので、書面で申告書等を提出される場合には、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

《開設期間》令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで
《相談受付時間》平日：午前9時から午後4時まで
《確定申告会場》稚内税務署(稚内市末広5丁目6番1号)



▲收受印の押なつについてはこちら

◆送付あて先◆

札幌国税局 業務センター旭川分室
〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎



政治家の寄付は禁止です

■政治家の寄附は禁止！ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「二ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)をご存じですか？ 政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

■平時より禁止されるもの

・政治家の寄附の禁止：政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

・政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止：政治家に対して寄附をしようとするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘

や要求をしようと処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

・政治家の関係団体の寄附の禁止：政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をしようと処罰されます。

・政治家の後援団体の寄附の禁止：政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

■選挙に関して行うことが禁止されるもの

・政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止：政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関して、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

・請負等の契約の当事者の寄附の禁止：国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附

をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

■その他、禁止されている行為

・政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

・政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

◆総務省ホームページ◆

なるほど！選挙「寄付の禁止」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html



掲載を希望される方へ

3月号へ掲載を希望する方は、
2月12日(水)までにお知らせください。

企画商工課広報情報係